

News Release

令和元年10月25日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

令和元年台風第19号に伴う災害に係る ガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、東部瓦斯株式会社から経済産業大臣に申請のあった令和元年台風第19号に伴う災害に係るガスの災害特別措置の認可について、認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

東部瓦斯株式会社は、10月25日、令和元年台風第19号に伴う災害により一部地域に災害救助法が適用されたことを受け、経済産業大臣に災害特別措置の認可を申請しました。

○申請概要

災害特別措置として、令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法が適用された市町村において、被災した需要家等から申出があった場合には、供給約款以外の供給条件(料金の支払期日の延長、不使用月のガス料金の免除等。別紙のとおり。)でガスの供給を行う

災害救助法が適用された市町村:

内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

本申請に関し、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対し、災害特別措置の認可を行うことについて、ガス事業法第48条第3項ただし書の規定に基づき意見の求めがありましたので、当委員会として認可をすることに異存はない旨を回答しました。

本ニュースリリースは、第238回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳、鈴木、新海

電話:03-3501-1529

FAX:03-3501-1540

(別紙)

託送供給約款以外の供給条件の概要

災害救助法が適用された市町村の東部瓦斯株式会社の供給区域内において被災した需要家にガスを託送供給する場合、当該ガスの使用者の需要場所に対する託送供給依頼者から同社に以下のいずれかの項目について申出があった場合、同社は当該措置を適用する。

1. ガス料金の支払い期日の延長

被災した需要場所に係る 2019 年 9 月検針分(支払期限日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、10 月検針分及び 11 月検針分の各託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。

2. 不適用月のガス料金免除

被災日(2019 年 10 月 12 日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災により需要家がガスをまったく使用しなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。

3. 工事費負担金の免除

被災によりガスを使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するため臨時のガス工事を行う場合について、2019 年 12 月 31 日までに申込みがあった場合、当該工事に係る工事費については全額同社の負担とする。